

“印象的なイラスト”で覚える画期的な教材!

待望の改訂版
発行!

ニューウェーブ昇任試験対策シリーズ



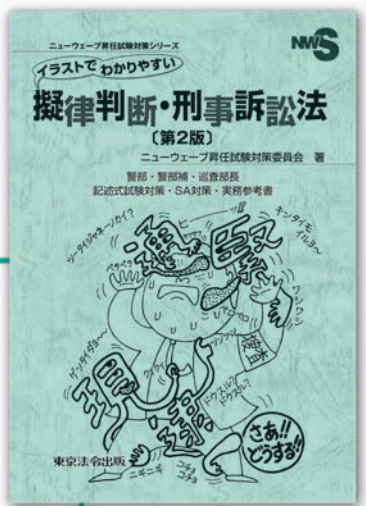
イラストでわかりやすい

擬律判断・刑事訴訟法

〔第2版〕

■ ニューウェーブ昇任試験対策委員会 著

● A5判 ● 432頁 ● 定価 3,080円 (本体 2,800円+税10%)
ISBN978-4-8090-1461-1 C3032 ¥2800E



本書の特色

- ★印象的なイラストが、現場での「一瞬の判断」を助けます! 全ての事例問題にイラストを登載!
- ★実務にも昇任試験にも頻出のテーマ「令状による捜索・差押え」「令状によらない捜索・差押え」「通常逮捕」「緊急逮捕」「現行犯逮捕」及び「準現行犯逮捕」に絞って、擬律判断事例151問を精選!
- ★覚えやすく、本番で応用が利く簡潔な「論文答案例」を登載!

改訂のポイント

- 近時の重要な判例・質疑を基にイラスト・答案例7題を新登載!
- 各章の冒頭にある「刑事訴訟法ノート」も、近時の実務の動向、判例を踏まえて大幅に加筆!

遠隔地で被疑者を警察署へ任意同行し、所属警察署で請求して発付された逮捕状の緊急執行を行うこと可否

管内で発生した詐欺事件を捜査中、犯人は甲であり、遠隔の他県ホテルに宿泊しているという情報を得たことから、甲をホテル近くの他県警察署に任意同行し、取調べ後に逮捕状を請求するという捜査方針を立てた。そして後日、甲を他県最寄り警察署に任意同行を自供したことから、当該捜査員が所捕状が発付された。この場合、甲の身逮捕状の緊急執行ができるか。



主要判例を基にした実戦的な出題。イラストとセットで事案のポイントをつかむ!

1 結論
できない。通常逮捕か、緊急逮捕しなければならない。

2 関係法令
刑訴法第212条 (現行犯人)

3 現行犯逮捕の要件
① 犯罪と犯人の明白性
その者において他に犯人はなく、その者こそ正しく特定の犯罪の実行行為者であるということを逮捕者が明白に認識できること。
② 犯罪の現行性・時間的接着性の明白性
その者が現に特定の犯罪を実行しつつあること、又は特定の犯罪を実行し終わった直後の段階にあることを、あるいは、罪を行いつつ終わってから間がないと逮捕者が明白に認識できること。
①②のうちどちらかが受ければ、現行犯人・準現行犯人とはならない。

4 関係判例
他人を欺いて犯人名義の郵便振替口座に現金を振り込ませ、貯金局において犯人の口座に振込みが完了したときは、その金は、犯人が自由に処分することができる状態に置かれたと認められ、この時点において1項詐欺罪の既遂が成立する (大判昭2.3.15)。

5 事例検討
○ 事例の場合、上記判例のとおり、甲の詐欺行為によって、錯誤に陥ったAが、現金300万円を預金口座に振り込んだ時点で、甲が行った詐欺罪は既遂に達している。
○ したがって、甲が銀行から現金を引き出そうとした時点では、犯罪が完了している。現行犯人の要件で「出し手」が銀行に現れた男が「絶対」に甲(詐欺罪の被疑者)であるともいえないことから、犯罪と犯人の明白性も満たされていない。以上の場合、緊急逮捕はできない。

ポイントが覚えやすく、事例検討の流れがつかめる答案例!

東京法令出版

注目!!

2段階の審査という構造を理解すれば、どんな証拠資料が使えるか分かる。

〈第1段階〉

先行する逮捕手続の適法性のチェック

この証拠資料は、逮捕時点で、逮捕者に認識されたものでなければダメ (逮捕時点でその事実を認識していれば、逮捕後、その事実を記載した書類を作成し、証拠資料とすることができる。)

〈第2段階〉

被疑者の身柄の留置を継続する必要性のチェック

身柄拘束が必要なくなっても、緊急逮捕状の請求が必要なのは、この事後的なチェックのためである (5で詳しく扱う)。ちなみに、被害者が死亡するなど逮捕後に罪名が変わったときでも、逮捕時の罪名で逮捕状を請求する。傷害罪で緊急逮捕したならば、逮捕状の罪名は傷害罪ではない。事実ではない。要性の判断に!

実務的な内容、一步踏み込んだ内容も「注目!!」欄で解説!

注目!!

なお、緊急逮捕状の請求に当たり、完全な証拠資料を作成しようとするれば多くの時間を要し、その結果、逮捕状の請求が「直ちに」行われないという弊害を生ずる。そうすると、いかに証拠資料が完全であっても、「直ちに」逮捕状請求を行ったとはいえないことを理由とし、逮捕状の請求が却下されることになりかねない。したがって、証拠資料の作成に当たっては、緊急逮捕の要件が存在していたことを確認できる必要最小限の資料にとどめ、他は請求者が裁判官に対する口頭説明によって補足するようにならなければならない (刑訴規143条の2)。

